

交通事故にあったとき

○被害者になったとき

- (1) すぐに警察署に届けます。事故の届出がされていないと、保険金支払請求に必要な交通事故証明書が受けられないことがあります。
- (2) 運転していた人の住所、氏名、車両番号、保険の加入年月日、保険会社を確認します。
- (3) 軽いケガと思っても、医師の診断をうけます。

○加害者になったとき

- (1) 被害者の救護にあたります。(応急手当、救急車の手配)
- (2) 最寄の警察署へ知らせます。
- (3) 自分が入っている保険会社へ連絡します。

問い合わせ先

西宮市内なら――

西宮警察署	西宮市津田町 3-3	0798-33-0110
甲子園警察署	西宮市甲子園七番町 11-14	0798-41-0110

交通事故証明書は――

自動車安全運転センター兵庫県事務所		
神戸市中央区下山手通 5-4-1		078-351-7882

相談窓口は――

西宮市の市民生活相談（西宮市役所市民相談課）	0798-35-3100
兵庫県交通事故相談所	078-360-8521

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。